

しおかぜ

No.338 2020 5月号

- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項2
令和2年度税制改正のあらまし3~5
第110回 税金よもやま話
『令和2年分以後の所得税の改正内容について』6
第35回『知って得する?』社労士のひとり言
新型コロナウイルス対応の助成金について
～簡素化された雇用調整助成金を活用しましょう～7
新型コロナウイルス感染症で影響を受ける会員の皆様へ 他8
医療百話『大陽憩室症』9
地域の会員企業紹介10
おじゃましました♪会員訪問
Vol.031 株式会社 大石商店さん11

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

改正の概要

- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。

2 交際費課税の適用期限延長

法人会提言

- 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

改正の概要

- 中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。
- 交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

消費課税

1 消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言

- 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。
なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

改正の概要

- 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

その他

1 地方のあり方

法人会提言

- 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

改正の概要

- 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。

2 電子申告

法人会提言

- 国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

改正の概要

- 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

法人会 令和2年度版 速報版

税制改正のあらまし



法人会キャラクター／けんた

I 法人税関係

1 オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につなげることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上(注)の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別勘定の金額の損金算入ができます。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要があります。

(注) 大企業(資本金等の額が1億円超)については1億円以上。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

2 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(大法人も適用可)については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

3 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することができる少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、以下の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。

適用時期

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げ

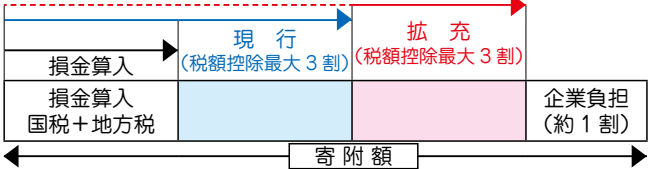
4 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が拡充・延長されます。

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

改正案では、税額控除割合を6割(現行:3割)に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が5年間延長されます。

【地方創生応援税制の拡充の改正案】



適用時期

令和7年3月31日まで適用期限が延長されます。

5 地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制(オフィス減税と雇用促進税制の特例)の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例については、以下のように適用要件や税額控除額等が見直されます。

【雇用促進税制の特例(移転型・拡充型)の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制の特例(移転型)の税額控除の拡充】

現行	改正案
・初年度の税額控除:60万円又は90万円/人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人) ・3年間の適用期間における税額控除:150万円(うち、オフィス減税との併用分:90万円/人)	・初年度の税額控除:50万円又は90万円/人 (雇用増加率に関わらず一律) ・3年間の適用期間における税額控除:170万円(うち、オフィス減税との併用分:120万円/人)

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

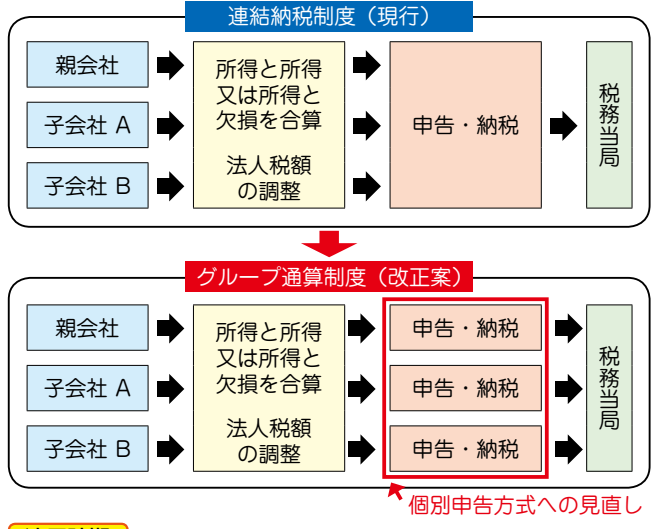
6 連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体とみて親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。

改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直されます。

【連結納税制度の改正案】



適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

7 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現行	①平均給与等支給額>前事業年度の平均給与等支給額 ②国内設備投資額>当期の減価償却費の10%
改正案	①同上 ②国内設備投資額>当期の減価償却費の30%

※ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

8 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度（給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度）について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

【国内設備投資額要件の見直し】

	現行	改正案
国内設備投資額	当期の減価償却費の総額の90%以上	当期の減価償却費の総額の95%以上

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

II 所得税関係

1 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

取引の活性化を通じて低未利用土地（注）の活用を促すため、個人が低未利用土地等を譲渡した場合（親族間を除く）、下記の条件を満たすとその年中の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の控除ができる制度が創設されます。

【主な適用要件】

- ①譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ②1月1日に所有期間が5年を超えること
- ③その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
- ④低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長による確認が行われたこと

（注）低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいいます。

適用時期

土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合に適用されます。

2 NISA 制度の見直し

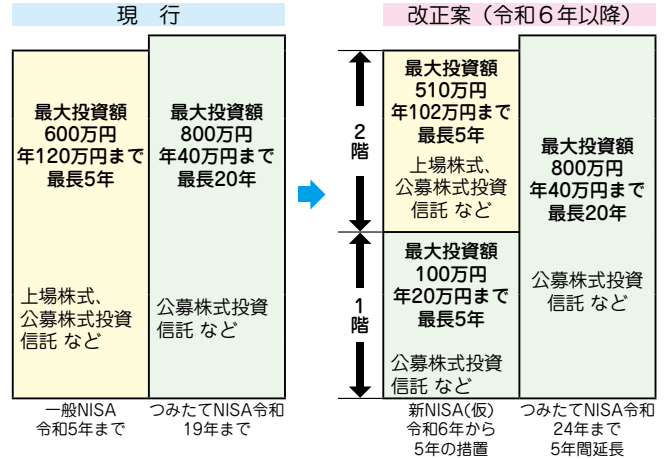
家計の安定的な資産形成を支援する観点から、NISA 制度が見直されます。NISA 制度とは、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非

課税になる制度です。

一般 NISA については投資期間終了後に、1 階部分で積立投資を行った場合に限り、2 階部分で別枠の非課税投資が行える 2 階建て制度の新・NISA（仮）が創設されます。また、つみたて NISA については投資期間が 5 年間延長され、ジュニア NISA については令和 5 年末で終了となります。

なお、新・NISA（仮）については、つみたて NISA との選択適用となります。

【NISA 制度の見直し】



適用時期

新・NISA（仮）については、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで、つみたて NISA については、令和24年12月31日まで適用されます。

3 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の見直し

「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられます。

①未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親のうち以下の要件を満たす場合、寡婦（夫）控除が適用されます。

- イ 同一生計の子（総所得金額の合計額が48万円以下）を有する必要があります。
- ロ 合計所得金額が500万円以下となります。
- ハ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には対象外となります。

②寡婦（夫）控除の見直し

- イ 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円）が設けられます。
- ロ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には対象外となります。
- ハ 子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦の控除額と同額の35万円（現行27万円）とされます。
- ニ 寡婦控除の特例は廃止されます。

【寡婦（夫）控除の見直し】

区分	離婚 死別要件	扶養親族等 の要件	所得要件 (合計所得金額)	控除額
寡婦	離婚 死別	扶養親族あり	500万円以下 (現行:なし)	27万円
	死別	同一生計の子*	500万円以下	35万円
	死別	なし	500万円以下	27万円
	未婚	同一生計の子*	500万円以下	35万円
寡夫	離婚 死別	同一生計の子*	500万円以下	35万円 (現行:27万円)
	未婚	同一生計の子*	500万円以下	35万円

*子の所得要件：総所得金額48万円以下

適用時期

令和2年分以後の所得税について適用されます。

4 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

国外中古建物の不動産所得を有する場合、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は、生じなかったこととみなす特例が創設され、他の給与所得等との損益通算ができないこととなります。

また、同特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、「生じなかった」とされた減価償却費に相当する金額は、取得費から控除する減価償却分には含めないこととされます。

【国外の中古不動産の貸付けによる不動産所得】

家賃収入	損失	減価償却費
		その他の経費
		必要経費

改正案では、損失はなかったものとみなされることから、損益通算はできません

簡便法による耐用年数で計算

適用時期

令和3年分以後の所得税について適用されます。

Ⅲ 資産課税関係

所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

所有者不明の土地等の増加により、公共事業の推進等において様々な課題が生じています。そのため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置が講じられます。

- ① 現に所有している者の申告の制度化
登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間に、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村は条例で、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるようになります。
- ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大
市町村が一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになります。

適用時期

①の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用されます。

②の改正は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

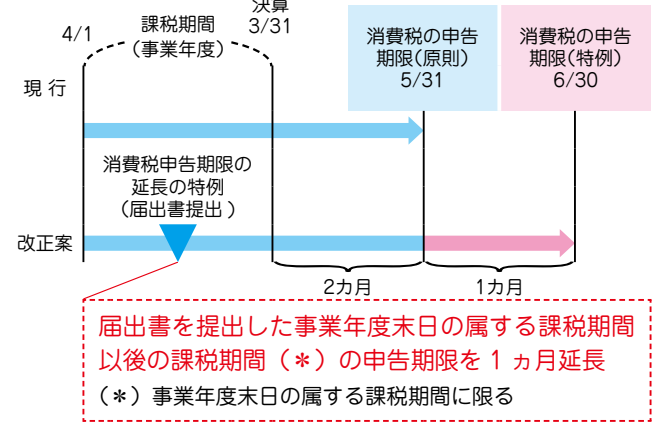
Ⅳ 消費税関係

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長（注）する特例が創設されます。

（注）延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付します。

【3月決算法人の例】



適用時期

令和3年3月31日以後終了する事業年度末日の属する課税期間から適用されます。

V その他

1 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の要件が緩和され、以下の方法が追加されます。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合に、その電磁的記録を保存する方法
- ② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）に、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

適用時期

令和2年10月1日から適用されます。

2 利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

市中金利の実勢を踏まえ、利子税及び還付加算金等の割合が0.5%引き下げられます。

なお、延滞税については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能等の観点から、その水準が維持されますが、納税を猶予する場合に軽減される延滞税については、利子税・還付加算金と同様に割合が引き下げられます。

	現行	改正案
利子税	平均貸付割合（注） +年1%	平均貸付割合（注） +年0.5%
還付加算金		
納税猶予の延滞税		

（注）平均貸付割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。

*このパンフレットは、令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

令和2年分以後の所得税の改正内容について

平成から令和に元号も変わり初めての確定申告ではございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により申告・納付の延長期限の期日が令和2年4月16日に定められました。外出自粛要請などに対応しながら、無事に提出を終えられた方も多いのではないのでしょうか。

まだ皆さまの記憶が新しいうちに、令和2年分の所得税（住民税は令和3年度）は、大幅な改正がされておりますので情報発信させていただきます。

また、源泉徴収実務においては、令和2年分の源泉徴収税額表を使用しているかと思いますが、令和2年の年末調整業務は、煩雑化しますので早めの準備をしておくとも良いかもしれませんね。

●基礎控除

基礎控除が10万円引き上げられ、原則48万円となります。

合計所得金額が2,500万円を超える方は、基礎控除の適用ができなくなりました。

合計所得金額	控除額	
	令和元年分以前	令和2年分以後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

※この改正に伴い、年末調整で基礎控除の適用を受けるためには、給与所得者の基礎控除申告書の提出が必要となります。

●給与所得控除

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。

また給与所得控除額の上限額が、収入金額850万円超とされるとともに、上限額が195万円に引き下げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和元年分以前	令和2年分以後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下	220万円 (上限)	195万円 (上限)
1,000万円超		

●公的年金等控除

公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。

また公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の方は、公的年金控除額をさらに10万円又は20万円引き下げられました。また、公的年金等の収入金額が、1,000万円超える場合の控除額に上限が設けられました。

●扶養親族等の範囲等

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前38万円以下）に引き上げられました。

源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前85万円以下）に引き上げられました。

配偶者控除及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下に（改正前38万円超123万円以下）に引き上げられました。

●青色申告特別控除

青色申告特別控除額が10万円引き下げられ、55万円になります。

ただし申告期限までに確定申告書等を電子申告で申告した場合又は仕訳帳及び総勘定元帳を電子帳簿保存している場合は、65万円となります。

●所得金額調整控除

本人もしくは同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者に該当する場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合は、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を差し引いた金額に10%を乗じた金額を、給与所得の金額から控除できることとなりました。

※この改正に伴い、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けるためには、所得金額調整控除に係る申告書の提出が必要となります。

追伸 新型コロナウイルス感染症の終息と経済が早く回復する事を願っております。

事業者の皆さまは、下記HP参考にしてください。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

「知って得する？」社労士の独り言 第35回

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

新型コロナウイルス対応の助成金について ～簡素化された雇用調整助成金を活用しましょう～

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に企業活動の自粛・抑制が求められている中、令和2年4月1日から6月30日（緊急対応期間）に限り、全国一律に特例措置の更なる拡充を講じた「雇用調整助成金」、及び小学校休業等に対応した「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」について概要をお知らせします。

1. 雇用調整助成金拡充の具体的な措置は次のとおりです。

【令和2年1月24日まで遡るもの】

- ①雇用要件の撤廃
- ②クーリング期間の撤廃
- ③被保険者期間要件の撤廃（継続して雇用された期間が6箇月未満の者も対象とする）
- ④過去の受給日数に関わらず支給限度日数まで受給可能
- ⑤事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑥計画届を6月30日まで事後提出することができる
- ⑦短時間一斉休業の要件の緩和（事業所内の部門、店舗等施設ごとの休業も対象）
- ⑧残業相殺は行わない
- ⑨休業規模要件の緩和（中小企業1/20以上を1/40以上、大企業1/15以上を1/30以上）

【令和2年4月1日からの適用されるもの】

- ⑩生産指標要件の緩和（3箇月平均を1箇月に、10%以上低下を5%以上低下に）
- ⑪雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象に含める
- ⑫助成率を、中小企業は2/3から4/5へ、大企業は1/2から2/3へ。更に1月24日以降解雇等を行わない場合、中小企業は9/10、大企業は3/4に
- ⑬教育訓練の加算額を中小企業は2,400円、大企業は1,800円とする（従前は1,200円）
- ⑭支給限度日数とは別に緊急対応期間（4月1日～6月30日）中の休業等の日数を使用できる
- ⑮自宅での教育訓練等を可能とする
- ⑯半日教育訓練と半日就業を可能とする
- ⑰風俗関連事業者も限定なく対象とする

2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

就業規則を変えることなく、令和2年2月27日から6月30日までの間に、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度です。厚生労働省HPにおいて、4月15日（水）頃に支給要領等の公表をする予定です。

3. 使いやすくなった雇用調整助成金を活用しましょう！ 受給までの流れ

受給条件の確認 → 休業計画策定 → 休業協定を締結 → 実際に休業又は教育訓練を実施 → 必要書類を揃えて申請 → 審査 → 雇用調整助成金の入金

紙面の都合で詳しくはご紹介できませんが、下記URLの雇用調整助成金のHPから「雇用調整助成金ガイドブック簡易版（4/1～6/30）」と、「雇用調整助成金Q&A」をお読みいただければ申請方法や必要書類がお分かりいただけると思います。申請様式（申請書類）は同じくHPからダウンロードできます。

また、同様に「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」も下記URLのホームページから「小学校休業対応助成金Q&A」、「支給要件・申請手続等のご案内」、「申請書類記載例」及び「申請様式（申請書類）」がダウンロードできるようになっています。

【参考ウェブサイト】

*雇用調整助成金 ←雇用調整助成金のHP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html . ←この中に雇用調整助成金Q&Aと雇用調整助成金ガイドブック簡易版があります

*「雇用調整助成金ガイドブック」（令和2年3月1日現在版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000611773.pdf>

*小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html ←新型コロナウイルス感染症小学校休業等助成金対応のHP

*新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html ←支援金のHP

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



大腸憩室症

●大腸憩室とは、腸管内圧の上昇や腸管壁の脆弱性を背景として、大腸粘膜の一部が嚢状に腸壁外に突き出た状態です。大腸憩室が多発した状態を大腸憩室症と呼びます。憩室を保有している人は多く、日本では、大腸内視鏡検査を受けた人のうち、40-60歳の18%、60歳以上の79%に大腸憩室が認められています。高齢者に多く、従来、日本人では上行結腸や盲腸など右側の大腸に多いとされてきましたが、近年は食習慣の欧米化によりS状結腸や下行結腸など左側の大腸に憩室を保有する人が増えてきています。通常は無症状ですが、大腸憩室保有者1,000人あたり、年間0.46人の大腸憩室炎および0.46人の大腸憩室出血が発症していると報告されています。

●大腸憩室炎は憩室内の細菌感染や虚血性変化により起こります。症状は、炎症を起こした部位の痛みです。多くの場合は抗菌薬投与(点滴注射)などの保存的治療で軽快します

が、膿瘍(膿の塊)を形成した場合や腸壁に穴があいて腹膜炎を合併した場合(穿孔性腹膜炎)は手術が必要になります。また、保存的治療で3日間経過しても改善がない場合は外科治療(炎症を起こしている憩室がある区域の大腸を切除)を検討します。

●大腸憩室出血は、憩室内の露出血管の破綻により、無痛性の突然の鮮血便で発症します。出血量が多い場合、ショック状態となり輸血や止血処置が必要になることがあります。大腸憩室出血の治療法として、禁食・補液(保存的治療)、内視鏡的止血術(①大腸内視鏡で憩室入り口をクリップで縫縮、②出血血管を高周波で焼灼、③5%高張食塩水・エピネフリン混合液を出血血管近傍の粘膜下に局所注入し血管を圧迫・収縮させる、④憩室を腸管内腔に反転させて憩室全体を結紮、など)、バリウム充填療法(肛門から大腸内に注入したバリウムで憩室内を充填)、カテーテルを用いて出血血管を塞栓(大腿動脈から細いカテーテルを出血血管手前まで挿入し、金属コイル等で塞栓)、外科治療(出血憩室のある区域の大腸を切除)などが行われていますが、標準的な治療法は確立されていません。患者さんの病態と各々の治療法の利点および欠点を理解したうえで治療法を選択することが勧められます。大腸憩室出血の再出血率は1年間に約20%です。憩室出血の共通した危険因子としてアスピリン製剤内服中、鎮痛剤内服中、高血圧が挙げられています。これらの危険因子を持つ患者さんに対しては、出血の危険性がより少ない代替薬への変更や血圧のコントロールを検討していく必要があります。

法人会の事業

第48回税務教室【全5回シリーズ】 (藤沢法人会館)

- 1/23(木) 参加人数19名
第1回 別表四・五表(概要)/租税公課
- 1/30(木) 参加人数22名
第2回 役員給与/寄附金/貸倒引当金等
- 2/7(金) 参加人数21名
第3回 交際費/減価償却
- 2/14(金) 参加人数18名
第4回 別表四・五の記載の仕方(演習問題)/まとめ
- 2/21(金) 参加人数18名
第5回 消費税の申告書作成の仕方

2/21(金) 参加人数46名 茅ヶ崎三支部・寒川支部合同新春名刺交換会 (ラスカ茅ヶ崎)



茅ヶ崎三支部と寒川支部の合同事業として、講演会並びに名刺交換会が茅ヶ崎ラスカにて開催されました。今年のアトラクションは、マジシャンのペル氏をお招きし、マジックショーを開催しました。名刺交換会では、参加された方々の自社PRをはじめ、法人会のメリットの1つでもある異業種交流会で大いに盛り上がりました。

2/19(水)

参加人数23名

税務経営セミナー(藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、株式会社i代表取締役の上久保環美子氏をお招きし、「～お金をかけずに地元客をがっちりつかむ～地元密着型の集客・営業術セミナー」と題し研修会を行いました。

2/25(火)

参加人数35名

藤沢南・西・東支部合同講演会 (藤沢商工会館ミナパーク)



藤沢南・西・東支部の3支部合同事業として講演会が藤沢商工会館ミナパークで開催され、35名が参加されました。今回は、時事通信社解説員の軽部謙介氏をお招きし、「～激動する世界経済と日本～米中貿易摩擦が及ぼす影響とは・・・」と題する講演会を行いました。講演会終了後に予定していた名刺交換会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

地域の会員企業紹介

行政書士黒河明広事務所

- 業種** 専門サービス業（行政書士）
- 事業内容** みなさまの「…したい」をお手伝いする湘南藤沢市遊行寺坂上にある行政書士事務所です。建設業許可を始めとする許認可業務及び公正証書遺言 相続、法人設立、国際業務（入国・在留関連手続／帰化申請）などの市民法務業務を取り扱っています。
- 代表者** 特定行政書士・申請取次行政書士 黒河 明広
- 住所** 藤沢市西富 487-7
- 電話** 0466 (77) 8106
- FAX** 045 (345) 0967
- URL** <https://www.office-akurokawa.com/>
- メール** info@office-akurokawa.com



株式会社 木本工業所

- 業種** 左官業
- 事業内容** 一般住宅および集合住宅、商業施設における
- ▼左官
 - ▼吹付
 - ▼塗装
 - ▼一般リフォーム・リノベーション工事
 - ▼ビル等の外装塗装および補修工事
 - ▼販売（オリジナル漆喰『鎌倉漆喰』）
- 代表者** 木本 己樹彦
- 住所** 藤沢市辻堂元町 4-15-17
- 電話** 0466 (34) 3420
- FAX** 0466 (34) 3508
- URL** <https://www.kimoto-kogyosyo.jp/>
- メール** since1939@kimoto-kogyosyo.jp



ビニールクロスの上から施工可能!

鎌倉漆喰

株式会社 小浜土地建物

- 業種** 不動産業
- 事業内容** 売買仲介、賃貸仲介、賃貸管理、土地管理、分譲、不動産コンサルティング、駐車場、トランクルーム等
- おかげさまで 25 周年を迎えさせていただきました。不動産に関するお困りごとは何でもご相談ください。
- 代表者** 大八木 信義
- 住所** 茅ヶ崎市浜竹 3-3-37
- 電話** 0467 (89) 2622
- FAX** 0467 (89) 2621
- URL** <https://www.kohama.jp/>



令和 2 年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

口座振替契約の皆さまへ
令和 2 年度上期（令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日）の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成 28 年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日：令和 2 年 5 月 15 日

口座振替契約をされていない皆さまへ
6 月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは（公社）藤沢法人会
事務局・0466-22-6444

区分	資本金	月額
正会員	300 万円以下	800 円
	1,000 万円以下	1,300 円
	3,000 万円以下	1,800 円
	5,000 万円以下	2,400 円
	5,000 万円超	3,000 円
特別会員（同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人）		100 円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500 円



おじゃましました

会員訪問

Vol.031 湘南の地に創業して一世紀 「大石商店」さん

会社理念は“笑顔のところに福来たる”

「湘南の地に創業し、一世紀を超えました。地元の人々に育てて頂き、信頼を積み重ね、おかげさまで今日まで至ることができ感謝しています」と話すのは卸売業「大石商店」を営む大石憲子さん。

大正5年頃、藤沢市辻堂元町(辻堂駅南口)に日用品雑貨を中心に小売販売をスタートし、平成21年に本社を大庭に移転。「大石商店」4代目として、平成28年、代表取締役に就任。「商売をしていた父の影響はありますね。ソロバンが得意で、父に褒められて嬉しかった思い出がありますから」。

現在、3代目会長、女性スタッフとともに、給食用食器、業務用厨房機器、業務用清掃道具などを、メーカーと連携しながら、官公庁・病院・各企業などに届け、商品の使い方や情報を提供しています。

「コロナ騒動で、ますます生活必需品の重要性が高まりました。不透明で不安な状況ではありますが、こんな時だからこそ、会社理念として掲げる“笑顔のところに福来たる”という言葉をお忘れずに、これまでと同様、必要な品を必要とする場所に届けてまいります」(大石代表)。

「藤沢法人会」女性部会長としての顔も持つ大石さん。「活発に情報交換している女性部会です。一日も早く終息し、“藤法レディースアカデミー”を開催する日が迎えられるよう、心から願っています」



▲ 学校や保育園等で使用する弁当箱や食器類。

▶ 冷凍冷蔵庫・食器洗浄機・給湯機器・調理用具など業務用厨房環境をトータルサポート。



長く存続できる会社となれるよう、精一杯頑張ります!



スタッフは全員女性。お客様のニーズに笑顔でスピーディに対応します。



▶ 必要な時にすぐ届けられるように常備ストック。



笑顔のところに福来たる

株式会社 大石商店

〈取り扱い商品〉
 給食用食器、業務用厨房機器、
 業務用清掃道具など

住 所：神奈川県藤沢市大庭5433-4
 TEL：0466-87-5089
 FAX：0466-87-5189

湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代行の メリット

↑
生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化

↓
コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減

🌀
本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減

🔍
属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避

⚙️
不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の サービス 内容

📝 **記帳**

📊 **給与計算**

🏦 **銀行振込**

📄 **請求書発行**

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL：0466-21-8601 FAX：0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>

